

食事の現物支給に係る非課税限度額など

国税庁はこのほど、令和8年度税制改正大綱に盛り込まれている食事の現物支給に係る所得税の非課税限度額の引上げについて、所得税基本通達の改正を行い、8年4月1日以後に支給する食事について、非課税限度額を月額7500円(現行:月額3500円)に引き上げる予定であると発表した。使用者が深夜勤務に伴う夜食の現物支給に代えて支給する金銭について所得税を課税しないこととされる1回の支給額についても、同様に6500円以下(現行:3000円以下)に引き上げる予定としている。

国税庁が所基通改正の予定を公表

役員または使用人が7500円に引き上げ、使用者から食事の現物支給を受ける場合、次の二つの要件を満たすときは、当該役員または使用人が食事の支給により受ける経済的利益はないものとされている。

①当該役員または使用人から実際に徴収している対価の額が、当該食事の価額の50%相当額以上であること。

②当該食事の価額からその実際に徴収している対価の額を控除した残額が月額3500円以下であること。

今回の改正では、この非課税限度額を月額定められた正規の勤務時間による勤務の一部または全部を午後10時から翌日午前5時までの間において行う者(以下)に対し、使用者が調理施設を有しないことなどにより深夜勤務に伴う夜食を現物で支給することが著しく困難であるため、その夜食の現物支給に代えて、個人通達の「深夜勤務に伴う夜食の現物支給に代えて支給する金銭に対する所得税の取扱いについて」は、深夜勤務者(労働協約または就業規則等により定められた正規の勤務時間による勤務の一部または全部を午後10時から翌日午前5時までの間において行う者)の間において行う者(以下)に適用される。この間において行う者(以下)に適用される。この間において行う者(以下)に適用される。

調査課所管法人向け情報を更新

新たな「申告書確認表」などを公表

国税庁は2月27日、同庁ホームページの調査課所管法人向け「申告書の自主点検と税務上の自主監査」に関する情報を更新した。同庁は、実地調査以外の多様な手法を用いて、納税者に自発的な適正申告を促す取組みの充実を図っており(3月2日号3面参照)、調査課所管法人が、申告書作成前に決算調整事項や申告調整事項の把握漏れ等の自主監査や、申告書提出前の自主点検を行う際、活用するための確認表を作成している。

今回の更新で、令和7年4月1日以後開始事業年度等分の「申告書確認表(様式)」が公表された。申告書確認表は、提出直前の最終チェックとして申告書の自主点検に活用するもの。7年度税制改正等を踏まえ、6年4月1日以後開始事業年度分の申告書確認表から所要の修正を行ったものとなっており、内国法人用、

額を月額7500円(現行:月額3500円)に引き上げる予定であると発表した。使用者が深夜勤務に伴う夜食の現物支給に代えて支給する金銭について所得税を課税しないこととされる1回の支給額についても、同様に6500円以下(現行:3000円以下)に引き上げる予定としている。

割増賃金その他これに類するものを含む)に計算して勤務1回ごとの定額で支給する金銭で、その1回の支給額が3000円以下のものについては、課税しな

令和7年分所得税等の確定申告の期限まであとわずか。今年も全国各地の税務署で多くの著名人がスマホ申告を体験、その利便性をPRするイベントが多く開催された。特に手軽なスマホ申告とマイナポータル連携をPRした内容が多くあり、物は試しにと今回、マイナポータル連携でe-Taxを行って

今回の改正では、この1回の支給額を6500円以下に引き上げる。なお、食事支給に係る所得税非課税限度額と深夜勤務の夜食代に係る所得税非課税限度額との関係について、

八面鏡
定申告に必要なデータの一部しか自動取得できないことに注意が必要だ。医療費控除では、子どもの歯科矯正費用が自由診療のため、自動反映されず、手入力することに。マイナポータル連携の利便性を感じた反面、来年の確定申告は期限内に余裕を持って行おうと改めて感じた。(M)

リファンド方式の返金手続で情報等

返金対応の事業者一覧など案内

国税庁はこのほど、同庁ホームページのリファンド方式特設サイトに返金手続に関する返金手続について、情報等を掲載した。令和8年11月1日からリファンド方式に移行する返金に対応予定の承

る外国人旅行者向け消費税免税制度(輸出物品販売場制度)における返金手続について、リファンド方式において、免税店は、免税購入対象者に対し、税込価格(課税)で免税対象物品を販売し、免

るかは消費税法令において何らルールを定めていないものではなく、具体的な返金方法については、例えば、銀行振込やクレジットカード送金、アプリ送金、また、税関の確認を受けた出国港内での現金による返金といった方法が考えられるとしている。そして、返金手続については、免税店を

する事業者が自ら返金手続を行う場合は、資金決済に関する法律に基づき資金移動業の登録が必要となる場合があるほか、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく特定事業者として、特定取引を行う場合の本人確認の実施などの対応が必要となる。

「包装」と「パッケージ」の総合メーカー
福助工業株式会社
福助工業グループは、「環境にやさしい循環型社会実現のため、企業と社会の持続的発展に貢献する事業活動を推進する」という基本理念のもと、様々な活動に取り組んでいます。詳しくは弊社ホームページをご覧ください。
【本社】〒799-0401 愛媛県四国中央市村松町220 TEL:0896-24-1111 FAX:0896-23-8745 https://fukusuke-kogyo.co.jp/

カミ商事グループ

カミ商事株式会社

代表取締役社長 井川 博明

愛媛県四国中央市三島宮川一丁目二番二七号
電話(〇八九六)代表二三一五四〇〇

愛媛製紙株式会社

代表取締役社長 井川 和寛

愛媛県四国中央市村松町三七〇番地
電話(〇八九六)二四一三三三〇

日本興運株式会社

代表取締役社長 井川 正

愛媛県四国中央市三島紙屋町六番四五号
電話(〇八九六)代表二四一三五〇

ほう、そうきたか。

というアイデアで、

地球の未来を包むこと。

今国会には61法案の提出を予定

金商法や産競法の改正案など

特別国会に政府が提出する法案の概要等が判明した。3月5日時点で国税、地方税の税制改正法案のほか、いわゆる高校無償化を実現するために高校等の授業料に充てる就学支援金について、所得制限を撤廃する等の措置を講じる高等学校等就学支援金の支給に関する法律の改正案など12法案がすでに提出されているが、提出を検討中の法案も含めて最終的に61法案の提出が予定されている。

金融所得の保険料への勘案措置を講じる法案も

令和8年度税制改正大綱に盛り込まれた税制措置の中には、特定の法律の改正を前提に措置を講じるものがある。例えば、暗号資産の譲渡等による譲渡所得への分離課税の導入は金融商品取引法等の改正を前提とし、金商法の改正の施行日の属する年の翌年1月1日から適用するとしている。今回は、金商法等の改正案では、暗号資産の取引を資金決済に関するサービスとしての規制

中小企業等経営強化法による 固定資産税特例の適用額は1685億円 6年度の地方税負担軽減措置報告書

総務省は2月20日、令和6年度の地方税における税負担軽減措置等の適用状況に関する報告書を公表した。地

方税における一定の税負担軽減措置等241件について、その適用額の総額が示されている。この中で、6年度から初めて税負担の軽減が生じた措置の適用額が明らかとなり、令和5年度税制改正で措置された「中小企業等が新規取得した生産性向上に資する機械装置等に係る課税標準の特例措置(固定資産税)」の適用総額は約1685億円に上った。

等経営強化法に基づき一定の設備投資を行った場合に固定資産税の負担を軽減するもの。また、公表された税負担軽減措置等の中で、適用総額が最も大きかったのは、6年度から初めて税負担の軽減が直され、改正前は償上り適用可(一定の償上り方針の表明がなくても適用可)であったものが、改正後は「一定の償上り方針の表明を要する」となっている。また、公表された税負担軽減措置等の中で、適用総額が最も大きかったのは、6年度から初めて税負担の軽減が直され、改正前は償上り適用可(一定の償上り方針の表明がなくても適用可)であったものが、改正後は「一定の償上り方針の表明を要する」となっている。

1月の前年同月比4.6%増と堅調 配当・株式譲渡税収が伸びる

財務省は2日、1月の税収実績をまとめた。税収実績をまとめた(表参照)。同月分税収は、前年同月比4.6%増の8兆2681億円で、同月末累計は1777億円と増加した。補正後予算額80兆6980億円に対する進捗率は62.6%となっている。

税目	1月分(前年比)	1月末累計(前年比)
所得税		
源泉分	4,790,982 (105.8%)	17,967,337 (127.7%)
申告分	36,924 (88.5%)	1,274,054 (103.3%)
計	4,827,906 (105.7%)	19,238,391 (125.7%)
法人税	395,211 (106.7%)	9,211,635 (120.8%)
相続税	265,686 (115.2%)	2,490,631 (109.2%)
消費税	2,194,532 (103.6%)	14,194,701 (102.8%)
酒税	71,669 (70.8%)	701,799 (86.7%)
その他	513,169 (99.5%)	4,680,583 (99.3%)
一般会計分	8,268,173 (104.6%)	50,517,740 (113.4%)

では、金融商品の取引として規制の対象とすることとし、暗号資産に係る情報の公表制度、インサイダー取引規制等を整備することなどを予定している。また、8年度改正の

4月から国家公務員の自営兼業が緩和に

国税庁は2月27日、同庁ホームページで「自営兼業を開始される国家公務員の方へ」を公表した。令和8年4月から一般職の国家公務員の兼業(自営兼業)が、一部緩和される。このた

の効率化等の事業変更を行おうとする者の当該事業変更に係る計画認定制度を創設するなどとしている。税制改正関係以外は、成年後見および遺言制度を利用しやすいものとする観点から成年後見で後見と保佐の制度を廃止し、補助の制度の適用範囲の拡大等、遺言制度で電磁的記録等で作成する保管証書遺言の創設等の内容を盛り込む民法等の改正案や後期高齢者医療における金融所得の保険料等への勘案措置を講じる健康盛り返し個人情報保護法改正案の提出などが予定されている。なお、与党は参院で議席が過半数割れしているが、衆院で3分の2以上の議席を持つため、仮に法案が参院で否決されても衆院で再可決し、成立させることができる。



LPガス、都市ガス、ガス器具、電気、ガスロバイブ製造販売、G.H.P.冷暖房空調システム販売、増改築リフォーム不動産、太陽光発電システム、燃料電池システム販売事業、「カリメラの水」宅配事業、アグリバイオエネルギー事業放線後等サービス「ハッピーテラス」事業、福祉用具レンタル&介護リフォーム事業 他

株式会社 マルエイ

代表取締役会長 澤田 栄一
代表取締役社長 澤田 正

本社：〒500-8152 岐阜市入舟町4-8-1 TEL：058-245-0101
http://www.maruei-gas.co.jp/

maruta

新しい物流サービスを創造していく
service creation

丸太運輸株式会社

代表取締役社長 高村 重好

マルタスカイワーク
高所作業車のレンタルは、マルタスカイワークにお任せください。

〒467-0856
愛知県名古屋瑞穂区新開町22番20号

TEL (052) 872-3311
FAX (052) 871-1531
URL http://maruta.co.jp

名古屋南区加福本通2丁目19番地
TEL 052-611-1151



もっと自由に もっと楽しく
日々を彩り 暮らしをデザインする

豊島
TOYOSHIMA
ライフスタイル提案商社
www.toyoshima.co.jp

モニタリング強化型の保証料を開始へ

月次で財務状況等を把握 国が保証料を補助

中小企業庁は2日、中小企業者を支援する新たな信用保証制度として「モニタリング強化型特別保証制度」の取扱いを開始すると発表した。令和8年3月16日から11年3月31日までの3年間の時限措置。同制度では、中小企業者は認定経営革新等支援機関と連携し、5事業年度にわたり月次で財務状況や資金繰り状況等を把握し、年1回、金融機関にモニタリング報告をする。これにより、経営状況の変化の予兆を早期に把握することが可能になるほか、国からの保証料補助を受けることができる。

同制度の要件は、認 からの総借入金残高の1年以内、設備資金及び定支援機関との連携に うち申込金融機関にお けるプロパー融資残高 内、金利は金融機関所 定、保証料率は0.45 %以下、経営状況等の報 告を行うことを誓約す る書面を提出している 000万円、保証期間 は、一括返済の場合は 1年以内、分割返済の 場合は10年以内、据置 期間は、運転資金は1 年以内、設備資金及び 運転設備資金は3年以 上、保証料率は0.45 %以下、保証料は0.45 %以下、保証料補助 については、信用 保証協会への保証申込 日が8年3月16日から 9年3月31日までの場 合、国が2分の1相当 額(0.22%以下)を補 助する。

着眼大局

◀108▶

21世紀に入りわが国は長いデフレ時代を過ごしたが、2022年以降、物価上昇、経済は好転している。消費者物価指数は、00年97・29、05年95・22、10年94・83、15年98・22、20年99・99、21年99・76、22年102・25、23年105・59、24年108・48、25年111・9と推移している。

22年2月、ロシア・ウクライナ戦争勃発、石油・ガス(ロシアは大産油国)、小麦(ウクライナは大産産国、加えてカナダの不作、米豪産小麦の品質低下)価格が急騰、わが国の石油、パン・麺類、肉・乳製品価格に影響を及ぼした。円安影響も加わった。円ドル

物価動向について

20世紀末(1980年2月26日)以降円高トレンドで13年に79円、その後110円台が続いたが、22年133円と大幅円安となった。その後も、23年140円、24年151円、25年149円(いずれも年平均)と円安トレンドが続いている。さらに、コロナ禍からの経済回復が重なり、わが国は経済停滞を脱した。

22年の消費者物価は前年比2.5%上昇、うち生鮮品を除く食料品4.5%、光熱・水道14.8%上昇。23年は前年比3.2%上昇。財4.6%上昇(生鮮品除く食料品8.1%(鶏卵24.5%、アイスクリーム11.6%、カラアゲ7.2%など)、家具家事用品7.9%など)、サービス1.8%上昇。24年は前年比2.7%上昇。財3.7%上昇(生鮮品除く食料品4.7%、

モニタリング期間中に資金不足の懸念などが生じた場合は、金融機関等に経営状況の変化に関する報告が必要となる。

また、月次管理の結果や財務分析として年1回、金融機関にモニタリング報告をする。

Gakkenと図書を制作

会計士協会 全国の小学校等へ寄贈



日本公認会計士協会(南成人会長)はこの「がてよくわかるシリーズ」を制作し、全国の小学校等へ寄贈する。同書は、小学生向けに子どもたちの疑問や学びたい内容をまんがやコラムでわかりやすく紹介したシリーズで、公益社団法人日本PTA全国協議会からの推薦図書として教育現場でも活用されている。

「公認会計士のひみつ」は、普段の生活ではあまり関わることのない「公認会計士」という職業を多くの子どもたちに紹介するとともに、その中心業務である会計監査に興味を持ってもらい、さらに会計監査を経験することがその後の多様な業務領域での活躍に発展するということを伝える構成となっている。

会計士協会では、同書が公認会計士という専門職への理解を深めるとともに、子どもたちの探求心を育み、未来を切り拓く世代の成長を後押しする一冊とすることを願っており、

「公認会計士のひみつ」は、普段の生活ではあまり関わることのない「公認会計士」という職業を多くの子どもたちに紹介するとともに、その中心業務である会計監査に興味を持ってもらい、さらに会計監査を経験することがその後の多様な業務領域での活躍に発展するということを伝える構成となっている。

会計士協会では、同書が公認会計士という専門職への理解を深めるとともに、子どもたちの探求心を育み、未来を切り拓く世代の成長を後押しする一冊とすることを願っており、

3%、教養娯楽5.4%、光熱水道4%、家具家事用品4%など)、サービス1.7%上昇。25年は前年比3.2%上昇、10月時点で米49.2%(5月には101.7%)、チョコ50.9%、コーヒード豆64.1%、鶏卵15.2%など食品価格上昇。いずれの年も特定品の極端な値上がりが見られる。

主食の米の異常な高騰について特記する。日本の主食の米は1970年代に国内自給達成、過剰生産となり減反政策、輸出奨励も行われてきた。23年は猛暑や局地的水不足による米の品質低下、コロナ禍明けやインバウンド増による需要増加、南海トラフ地震情報など災害懸念・米品薄の情報などがSNSで拡散、需要急増、24年から25年に品薄で高騰。高騰対策として、25年3月に15万トンの備蓄

米競売(入札方式、14.17万トン売却、60kgあたり2万1127円)、5月に交代した小泉農相は随意契約で政府備蓄米放出、米輸入増加措置も取られた。24年初1kg300円であった米価格は、8月500円、25年8月800円(店頭価格5kg4000円程度、平均価格3500円程度)、26年2月末店頭4140円、平均3840円と高止まりしている(農家の適正価格は3000円とみられている)。

26年1、2月の消費者物価指数は前年比1.5%上昇で推移している。

政府による消費者対策としてガソリン軽油暫定税率廃止、電気ガス負担軽減などが行われている。物価は基本的にはそれぞれの物の需給で決まる。物価対策の基本は

高騰の因把握、それに応じた対応をとること、乗値上げを抑えることにある(最終的には総需要抑制となる)。

米イスラエルとイラン戦争がはじまり石油、ガス価格上昇が懸念され、その対応が必要となる可能性はあるが、近時の物価は衆院選挙で各党がこぞって主張した消費増減税をこれからしなければならぬという情勢にはないのだからどうか。自民党は2年限りの食料品無税化を主張しているが、2年後に減税を元に戻すのは増税であり抵抗が生じることは想像に難くない。財源年5兆円をどうするのかもこれからの検討とされる。巨額の財政赤字財政改善が必要な現実の中で、減税は国民にとってプラスになるのだろうか。

員管理システムは現在、各税理士会が独自に開発・運用しているが、日税連において共通システムを構築することで、日税連・税理士会全体の費用削減と事務効率向上を図る観点から、同システムと税理士マイページの開発を進めることとしている。

税理士マイページとは、税理士会員ごとに提供される税理士会関係の情報管理、税理士会からの電磁的方法による通知等を可能とするもの。

同システム等は、令和9年4月の稼働を目指すとしている。

～なみを超えろ～

木原興業株式会社

本社 岡山市北区田町1丁目4番15号 〒700-8701 TEL(086)225-2291(代表) FAX(086)225-2250

支店 大阪市・今治市

～なみを超えろ～

檜垣造船株式会社

代表取締役社長 檜垣 宏 彰

本社 〒799-2111 愛媛県今治市小浦町1-4-25 TEL. 0898-41-9147(代)

東京事務所 〒104-0033 東京都中央区新川1-2-10 TEL. 03-3553-8391(代)

URL <http://www.higaki.co.jp/>

躍進する井原グループ 総合建設業

井原工業株式会社
代表取締役 井原 伸

三星道路株式会社
代表取締役 井原 司

本社 〒799-0404 愛媛県四国中央市三島宮川 4-2-18 電話 (0896) 24-4435(代)

続 傍流の正論 税相を斬る

■弁護士・税理士 品川 芳宣

82

賃貸マンション・アパートの売買広告には、必ず「入居率(空室率)何%」ということが付記されている。それは、入居率が高いから(空室が少ないから)、そのマンション等の価値が高いことを明示している。

ところが、財産評価基本通達(評価通達)では、賃貸マンション等の貸家建付地及び貸家の評価においては、賃貸割合が低いほど、その評価額が高くなるように定められている(同通達26・93)。すなわち、空室が多くなるほど、その賃貸マンション等の評価額が高くなるというところで、前述の賃貸マンション等の市場相場と逆転することになる。

このような評価通達の取扱いが明確にされたのは、最高裁判平成10年2月26日判決の後のことである。この判決の事案では、昭和61年8月25日に相続が発生し、賃貸マンション(全21室、相続時に4人入居、申告時に満室)を相続した場合に、当該賃貸マンションの評価額を、その全部を貸家建付地及び貸家として評価すべきか(納税者が主張)、又は空室17室にそれぞれ対応する敷地部分は自用のものとして評価すべきか(税務署長が主張)、が争われた。

一審の横浜地裁平成7年7月19日判決は、次のように判示して、原告の請求を棄却した。「評価通達26項・93項・94項は、貸家建付地及び貸家の価値について、貸家の目的に供されている宅地の価値は自用としての価値から、自用地としての価値にその宅地に係る借地権割合と貸家に係る借家権割合との相乗積を乗じて計算した価値を控除した価値により評価し、借家の目的となっている家屋については、建物価値から借家権の価値を控除した金額により評価し、借家権の価値は、その建物の価値に、借家権割合を乗じて計算した価値によって評価すると定めている。これは、建物が借家権の目的となっていない場合には、賃貸人は一定の正当な事由がない限り、建物賃貸借契約の更新拒絶や解約の申し出ができないため、立退料等の支払いをしなければ、その借家権を消滅させられず、

また、借家権が付いたままで借家及びその敷地を譲渡する場合にも、譲渡人は、建物及びその敷地利用が制約されることなどから、貸家建付地及び貸家の経済的価値がそうでない土地及び建物に比較して低下することを考慮したものと解され、合理的なものと認められる。」

「本件のように、相続開始時点において、いまだ賃貸されていない部屋がある場合の建物全体の評価については、前述のように、建物の自用家屋としての評価額から、賃貸されている部屋に存在すると認められる借家権の価値を控除して算出するのが相当である。△中略▽ 相続開始時点において、いまだ賃貸されていない部屋が存在する場合は、当該部屋の客観的交換価値はそれが借家権の目的となっていないものとして評価すべきである。」

そして、控訴審の東京高裁平成8年4月18日判決も、「原審の適法に確定した事実関係の下においては、所論の点に関する原審の判断は、いずれも正当として是認することができ、原審に所論の違法はない。」と判示し、原判決を全面的に支持した。さらに、最高裁判平成10年2月26日判決も、原判決を全面的に支持した。

最判にも疑義③「空室」の価値

かくして、この最高裁判決を契機に現行の取扱いのように、賃貸割合が低いほど(空室が多いほど)当該賃貸物件の評価額が高くなることを明確にした。これは、財産の客観的交換価値(時価)の評価方法には、収益法、原価法及び取引法があるところ、「空室が多い(収益が少ない)ほど価値が高くなる」という考え方は、収益法に反することになる。また、評価通達が最も重視する取引法によって客観的交換価値を評価するにしても、冒頭述べたように空室の多い賃貸マンションは、市場価値が下がるのであるから、それにも反することになる。いずれにしても、前掲の最高裁判決は、当該事案について、下級審の判決を安直に支持したが故に、本来あるべき評価論から乖離した評価通達の取扱いを定着させたものと言える。

所得税 必要経費を考える

■税理士 日高 大開

22

必要経費と勘定科目(3)

⑥通信費 業務用の携帯電話のほかパソコンやタブレットでのインターネットの利用料、切手代や郵便局に直接支払う郵便料金は必要経費に算入します。レターパックは、それを商品の発送に用いる場合は荷造運賃で処理します。自宅に設置した電話機を業務にも利用している場合は、その業務に利用した回数や時間などを記録に残すなどして、それらを基に算出した事業割合を通話料(家事関連費)に乗じて必要経費の金額を算出します(所令96、所基通45-2)。ただし、たとえ大半を業務に利用していたとしてもそれが証拠により立証できない場合は、その通信費を必要経費に算入することは認められません(奈良地判昭57.6.25)。

⑦広告宣伝費 販売する商品やサービスの内容を不特定多数の人々に知らせるために、テレビやラジオ、インターネット、新聞や雑誌に掲載するための広告料は必要経費に算入します。このほか、同目的によるチラシやリーフレットの作成料、顧客に配布する屋号等を付したタオルやポケットティッシュの購入代金など、広告宣伝費には販売等促進に係る様々な費用が含まれます。これらの費用は、客観的に明らかなものばかりですか


接待交際の理由・目的・相手方などを明確に

ら、その処理を誤ることはまずないといえます。ただし、看板やネオンサインのような減価償却資産を贈与したことにより生ずる費用は、その費用の全額を当年分の必要経費に算入することはできません。これは、その費用が繰延資産に当たるため、贈与した資産の耐用年数の70%に相当する年数(最大5年)により償却することになるからです(所令7①三二、所基通50-3)。

⑧接待交際費 得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するものは必要経費に算入します。具体的には、取引先等を接待するための茶菓飲食代、旅行・観劇などに招待する費用、中元・歳暮の費用がこれに当たります。ところで、法人は、冗費・濫費を抑制する観点から接待交際費が原則損金不算入とされています(措法61の4)、個人事業者については、このような明文の規定はありません。裁判例では、必要経費に算入すべき接待交際費は、その接待交際の理由、目的、相手方及び金額等諸般の事情等からみて専ら業務の遂行上必要であるものに限定されると示されています(大阪地判昭51.5.18)。

⑨損害保険料 商品などの棚卸資産や、店舗・事業所に掛けた火災保険料、業務用車両などの自動車保険料は必要経費に算入します。保険期間が3年以上となる長期損害保険料で保険期間終了後に満期戻金等が生じるものは、その積立保険料を除いた掛捨て部分を必要経費に算入します(所基通36・37共-18の2)。店舗兼住宅に係る火災保険の場合は、総床面積に占める店舗面積の割合を火災保険料(家事関連費)に乗じて、必要経費の金額を算出します。

いつの時代にも
人と社会に「安全」と「快適」を。



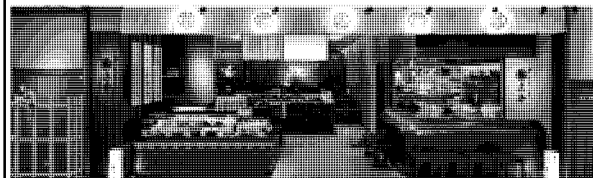
総合建設業
吉村建設工業株式会社
〒604-8414 京都市中京区西ノ京小倉町135
TEL(075)802-1360 FAX(075)802-1359
http://www.yoshimurakensetu.co.jp



土井忠ば漬本舗

【本社】
〒601-1251 京都市左京区八瀬花尻町 41
TEL 075-744-2311 FAX 075-744-2317
URL: https://www.doishibazuke.co.jp/

《直営店》
大原本店・三千院前店・清水店・祇園店・京都駅ポルタ店




窯炊き立てごはん **土井**
大原本店・京都駅八条口店・祇園店

どい SUINA室町店
DO PLUS ONE Kyoto

NIPPLA

各種切断砥石



日本プラスチック製砥株式会社

代表取締役社長 福田 祥司

京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字竜光14-1
☎(075)956-1111(代)

裁決事例集

278

編集部編

裁決のポイント

代表者が営業活動を行うに当たり、身に着ける時計、衣服などを広告宣伝費に該当すると主張していた請求人に対して、その主張を退けるなどして損金算入を認めなかった事例。

請求人が、法人税の所得金額の計算上、損金の額に算入した広告宣伝費について、原処分庁が、当該支出は減価償却資産の取得価額に算入すべきであり、償却費として損金経理していないから、損金の額に算入されないと主張し、法人税等の更正処分および過少申告加算税の賦課決定処分をしたのに対し、請求人が、原処分の全部の取消しを求めた事案で、国税不服審判所は請求人の主張を退ける判断をした(令和7年3月7日付、非公開裁決)。

事案の概要

請求人は、本件各事業年度において、投資商品の販売事業を行っている法人である。

そして、その代表取締役は本件代表者である。

請求人は、本件各事業年度に、本件各物品を購入し、その購入代金(本件各代金額)を本件各事業年度の総勘定元帳の広告宣伝費勘定に計上した。

争点は、本件各代金額は、本件各事業年度の損金の額に算入されるか否か。

請求人の主張

本件各物品は、本件代表者が営業活動を行うに当たり身に着ける衣服ないし宝飾品類であり、請求人が販売する投資商品の顧客らに対し、本件代表者が当該投

資商品によって利益を獲得していることを示すものであるから、広告宣伝費に該当する。

原処分庁の主張

本件各物品は、腕時計、バッグ、スニーカー、紳士スーツ、ブレスレットおよびダイヤモンドリングであって、いずれも法人税法第2条第23号および法人税法施行令第13条に規定する減価償却資産である「器具及び備品」に該当する。

本件各代金額は、減価償却資産の取得価額に算入すべきものである。

そして、請求人は本件各代金額について償却費として損金経理していないので、本件各代金額は、本件各事業年度の損金の額に算入できない。

審判所の判断

イ 本件各代金額が広告宣伝費に該当するか否かについて

請求人は、本件各代金額を、本件各事業年度の総勘定元帳の広告宣伝費勘定に計上しているところ、本件各事業年度において請求人が営んでいた事業は、投資商品の販売事業であり、当審判所の調査および審理の結果によっても、請求人がその他の事業を営んでいたことがうかがわれない。

そして、本件各物品は、腕時計、バッグ、スニーカー、紳士スーツ、ブレスレットおよびダイヤモンドリングであって、その購入代金額である本件各代金額は、客観的にみて、不特定多数の者に対して、請求人の営む投資商品の販売事業の存在や、当該投資商品の優越性を訴える宣伝的効果を意図して支出されたものであるとはいえない。

本件各代金額は広告宣伝費に該当しない。

これに対し、請求人は、本件各物品を本件代表者が営業活動の際に身に着けることで、請求人が販売する投資商品の顧客らに対し、本件代表者が当該投資商品によって利益を獲得していることを示すものであるから、本件各代金額は広告宣

伝費に該当する旨主張する。

しかしながら、本件代表者が高額な腕時計、衣服、靴および装身具である本件各物品を身に着けることにより、本件代表者が多くの収入や資産を有していることが受け手において想起されるとしても、本件各物品そのものから、その「多くの収入や資産」の出所は判別できず、本件各物品により、請求人が投資商品の販売事業を営んでいることが分かるものではない。

当該投資商品の優越性が示されるものでもないから、本件各代金額が、客観的にみて、不特定多数の者に対し、請求人の営む投資商品の販売事業の存在や、当該投資商品の優越性を訴える宣伝的効果を意図して支出されたものであるとはいえない。

したがって、本件各代金額は、広告宣伝費に該当しない。

ロ 本件各代金額は、本件各事業年度の損金の額に算入されるか否かについて

原処分庁は、本件各物品は減価償却資産に該当し、本件各代金額は減価償却資産の取得価額となること、請求人は本件各代金額について償却費として損金経理していないので、本件各代金額は本件各事業年度の損金の額に算入されない旨主張する。

しかしながら、ある資産が減価償却資産に該当するためには、当該資産が事業の用に供されていることが必要である。

しかし、本件各物品は、腕時計、衣服、靴および装身具であって、通常、そのような物が請求人の事業である投資商品の販売事業の用に供されるとは想定し難く、本件各物品が、請求人の事業の用に供されているという点には疑義がある。

もっとも、本件各物品が減価償却資産に該当しないとしても、本件各代金額は本件各物品の取得価額とされ、取得した事業年度の損金の額に算入されないから、本件各代金額は本件各事業年度の損金の額に算入されない旨の原処分庁の主張は、結論において正当である。

注目の二冊

加算税の最新実務と 税務調査対応Q&A (改訂版)

武田 恒男/松崎 啓介 編著

平成28年度税制改正により、加算税の一部が見直され、調査通知以後の修正申告書または期限後申告書の提出に対して加算税が課される措置が設けられるなど、平成29年1月から新加算税制度が開始され、9年が経過した。

本書は、加算税の種類と目的、加重算税の概念、税務調査と加重算税の具体的な対応策、どのようなケースで加重税や加重算税が課せられるのか、裁決や判決を含めて網羅的に解説したものである。

その上で、今般の改訂では、加重税制度に関して近年どのような改正が行われてきたか時系列で振り返り、不正を防止する効果や予見可能性を高める見直しなどのように制度設計されているかを解説。そして、納税者としてはどのような対応をしておく必要があるのか、また、顧問税理士としてどのような対応が求められるかを解説した。

法解釈や判例などを研究した加算税の書籍は少なからずあるものの、本書は、課税当局と現役税理士の両経験を踏まえた執筆による数少ない書籍である。

A5判、640ページ。定価4180円(税込み)。申し込みは、(一財)大蔵財務協会販売局(TEL03-3829-1414、FAX03-3829-4001)。



精麦・精米・倉庫業(精麦部)
太平洋セメント株式会社特約店(建材部)
出光昭和シェル特約店(石油部)
アストモスエネルギー株式会社特約店(ガス部)
陸運局長指定自動車整備工場(自動車整備部)

阿部精麦株式会社

代表取締役 阿部 一郎

本社 新潟県加茂市岡ノ町5番5号

TEL 0256(52)4141(代) FAX 0256(53)2678

精麦部・白根工場……TEL 025(375)4143(代) FAX 025(375)5263

石油部配送センター……TEL 0256(53)2185 FAX 0256(53)2875

西加茂給油所……TEL 0256(52)2137

加茂駅前給油所……TEL 0256(52)1603

ガス部……TEL 0256(52)1168(代) FAX 0256(53)3144

建材部……TEL 0256(52)4141(代) FAX 0256(53)2678

自動車整備工場……TEL 0256(52)1985(代) FAX 0256(52)3012

地域に拓き、貢献する

優良企業

私たちにしか出来ないものをカタチに

事業内容：家電製品の各種機能部品、水関連製品の設計、製造、及び販売



テクノエクセル株式会社

〒382-0097 須坂市大字須坂字八幡裏1588
TEL: 026-245-0121 (代表)



源泉所得税の不思議

■税理士 永田 金司 ⑩

源泉所得税の誤納額の充当届出の不思議

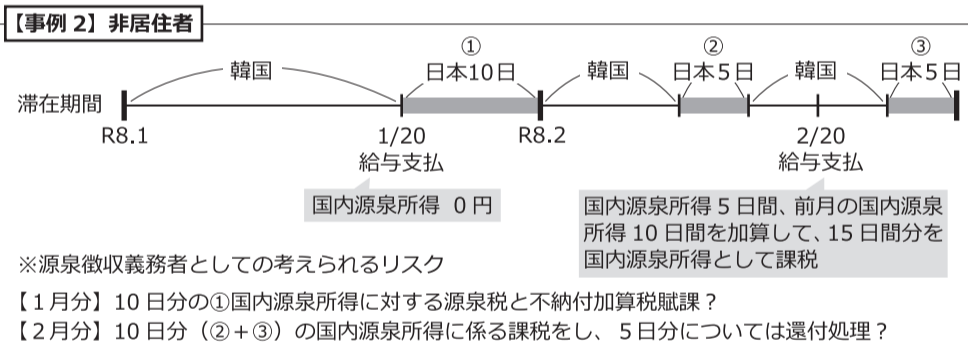
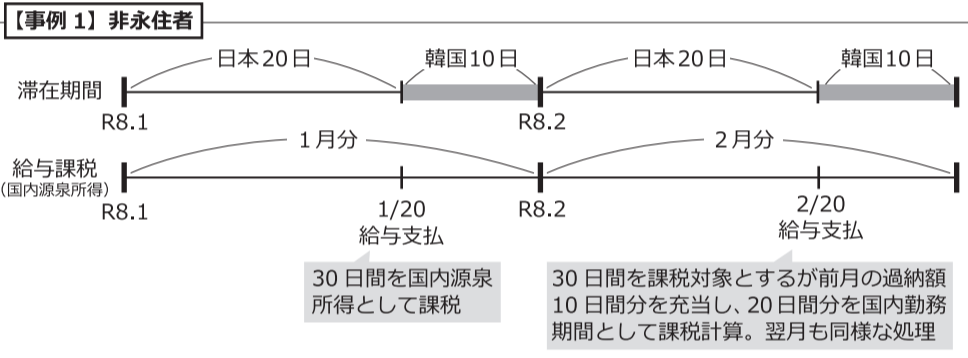
源泉徴収義務者が給与等に対する源泉所得税及び復興特別所得税を納付する際に誤って正当税額を超えて納付した場合に、その後納付すべき所得税等の額に充当するための届出様式が「源泉所得税及び復興特別所得税の誤納額充当届出書」です(所基通181~223共

・月に数回の勤務として国外と往復するので、国内・国外勤務期間の区分計算が必要
・給与の計算期間は当月1日から月末であるが、給与支払は20日である
【事例1】参照
給与支払い時においては、当月の国内源泉所得の金額が確定できないので、月額給与の全額を国内源泉所得として課税し、翌月給与支給時に、前月の国外源泉所得の金額を確定し、納税額を調整するものです。
【事例2】参照
各月の日本滞在期間の多寡によって、毎月の課税処理が異なります。これを単純な計算誤りとして、「誤納額充当届出書」で処理できるのかといった疑問もありますが、明確な対応処

なぜ、充当届出の適用対象を給与所得に限定?

一6)。
必然的に誤徴収が生じる例があります。具体的事例で説明します(非永住者又は非居住者に対する給与所得ですので、誤納額の充当届出の対象となる前提での不思議です)。
【前提】・国内源泉所得として、内国法人からのみ給与支給あり

理が明らかでないのが不思議です。
さらに、誤納額の充当の税目の範囲ですが、給与所得以外の税金について誤納額が生じた場合には、「誤納還付請求書」で還付を請求とあります。継続的に発生する所得は他にもあります。充当対象所得の種類範囲の拡大がないのも不思議です。



資産課税

【相続税等の財産評価の適正化】
相続税法の時価主義の下、貸付用不動産の市場価格と相続税評価額との乖離を利用して評価額を圧縮する租税回避する取引実態等を考慮し、次の見直しを行う。

取引により取得又は新築をした一定の貸付用不動産については、現行は路線価等により評価しているが、課税時期における通常の取引価額に相当する金額によって評価する。課税時期における通常の取引価額に相当する金額については、課税上の弊害がない限り、被相続人等が取得等をした貸付用不動産に係る取得価額を基に地価の変動等を考慮し

令和8年度 税制改正大綱を読む

■編集部編

10

貸付用不動産の評価方法を見直し 教育資金一括贈与の非課税措置は終了

て計算した価額の80%に相当する金額によって評価することができることとなる。
② 不動産特定共同事業契約又は信託受益権に係る金融商品取引契約のうち一定のものに基づく権利の目的となつている貸付用不動産については、現行は路線価等により評価しているが、その取得の時期にかかわらず、課税時期における通常の取引価額に相当する金額によって評価する。課税時期における通常の取引価額に相当する金額については、課税上の弊害がない限り、被相続人等が取得等をした貸付用不動産に係る取得価額を基に地価の変動等を考慮し

じて事業者等が示した適正な処分価格・買取価格等、事業者等が把握している適正な売買実例価額又は定期報告書等に記載された不動産の価格等を参酌して求めた金額によって評価することができることとする。ただし、これらに該当するものがないと認められる場合には、①に準じて評価(取得時期や評価の安全性を考慮)する。

日までに、被相続人等がその所有する土地(同日の5年前から所有しているものに限り)に新築をした家屋(同日において建築中のものを含む)には適用しない。
【教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置】
直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置については、8年3月31日までとされてきた教育資金管理契約に基づく信託等可能期間を延長せずに終了する。同日までに拠出された金銭等については、引き続き本措置を適用できることとする。

TAX ナンバープレイス

太線で区切られた3×3の9マスには1~9の数字がそれぞれ1つつ入ります。タテやヨコの9マスの列にも1~9の数字がそれぞれ1つつ入ります。アルファベットのマスに入る数字を並べると、令和5年度における金融機関や税務署窓口での納付(2,764万件)が納付件数全体に占める割合になります。

答え = . %

ナンプレの予想難易度: 11

4	6	3	A			1	
	B						
7	8	2		4	3	5	
	7	4			9	3	
	4		C		7		
5	9		8		2		
	3	5	8		1	6	2
6				5	1	7	

応募方法

正解された方に抽選で弊会の新刊本をプレゼントいたします。パズルの答え、住所、氏名、年齢、職業、本紙への意見等をお書きの上、下記のメールアドレスにお送りください。

✉ quiz@zaikyo.or.jp

当選者の発表は、発送をもって代えさせていただきます。

<締め切り> 3月15日(日)

前回の答え 万件

豊かな経験、確かな技術。



① 大一電気工業株式会社

取締役社長 長瀬 裕亮

本社 / 〒760-0067
高松市松福町2丁目4-6
TEL087-851-1178(代)
FAX087-851-3621

支店 / 愛媛 営業所 / 徳島・北島
建設所 / 綾川

夢中で未来を望みへいく。 上坂会計グループ

税務の申告と相談は

税理士法人 上坂会計

公認会計士 上坂 朋宏 税理士 片川 長州
税理士 倉田 一寿
行政書士

今立事務所 〒915-0256 福井県越前市赤坂町4号1番地
TEL(0778)43-1177(代) FAX(0778)43-1176
福井事務所 〒918-8025 福井県福井市江守中2丁目1312
TEL(0776)33-1117(代) FAX(0776)36-8245
小浜事務所 〒917-0069 福井県小浜市小浜白鬚100
TEL(0770)64-5893(代) FAX(0770)64-5968

e-Taxによる送信を体験

東署車いすテニスの小田凱人さん

車いすテニス選手の小田凱人さんがこのほど、大阪市の東税務署(清水丘雄署長)でスマートフォンを使ったe-Taxを体験した。小田さんは、令和7年度の給与収入600万円の人で、自宅からスマホを使って医療費控除やふるさと納税などの申告を行うという設定のもと、マイナンバーカードのマイナポータル連携を利用した自動入力による申告書の作成とe-Taxによる送信を体験した。



小田さんは実際に体験してみると予想以上に簡単に驚いたと述べ、税金の使い道については、未来志向の考えを示し、「子どもたちがスポーツを始めやすい環境作りや、より多くのテニスコートの建設に税金を使ってほしい」と話した。

小倉工業高書道部がパフォーマンス披露

福岡・小倉税務署(本田哲章署長)はこのほど、JR九州小倉駅(松尾直彦駅長)のJAM広場で福岡県立小倉工業高書道部による書道パフォーマンスを行った。

同校書道部と松尾駅

キャッシュレスの納付推進宣言式開く

白杵署と市・4団体

大分・白杵税務署と白杵市・管内の関係民間4団体(白杵商工会議所、野津町商工会、公益社団法人白杵津久見法人会、南九州税理士会白杵支部)はこのほど、白杵市の同署会議室で「キャッシュレス納付推進宣言式」を開催した。写真。

宣言式では、白杵市の西岡隆市長が「キャッシュレスの推進は共通の課題であり、大分県では、デジタル化による変革の推進は県が



目指す未来の姿を実現するためのもっとも重要な手段であるため、デジタルトランスフォーメーションに取り組みたい」と宣言し、各代表者が宣言書に署名した。

白杵署の清水基司署長は「県内のキャッシュレス納付割合は低調のため、今回の納付推進宣言式は、今年度の納付率向上に貢献する」と話した。

白杵署の清水基司署長は「県内のキャッシュレス納付割合は低調のため、今年度の納付率向上に貢献する」と話した。

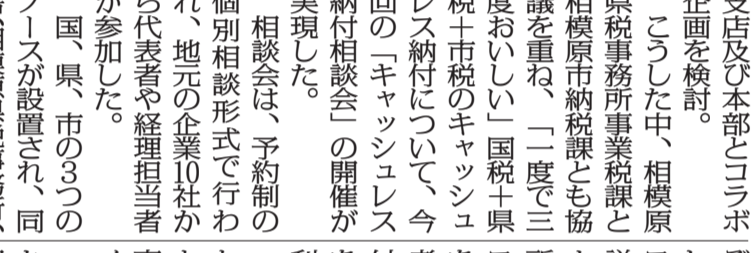
進宣言を契機にさらに普及させていきたい」と話した。

きらぼし銀行が三税の納付相談会

相模原署とコラボ

相模原税務署管内納税貯蓄組合連合会(浦上裕史会長)の賛助会員であるきらぼし銀行相模原支店は1月28日、きらぼしDigital TowerポSAGA MIRAにおいて、三税(国・県・市)合同によるキャッシュレス納付相談会を開催した。写真。

昨事務年度から浦上会長の働きかけによ



支店及び本部とコラボ企画を検討。

こうした中、相模原県税務所事業課と相模原市納税課とも協議を重ね、「一度で三度おいしい」国税十税十市税のキャッシュレス納付について、今回の「キャッシュレス納付相談会」の開催が実現した。

相談会は、予約制の個別相談形式で行われ、地元企業10社から代表者や経理担当者が参加した。

国、県、市の3つのブースが設置され、同署、相模原県税務所、相模原市の職員がそれぞれ、パソコンで実演しながらキャッシュレス納付を分かりやすく説明。同署は、国税庁ホームページの「源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー」を利用しながら、参加者にキャッシュレス納付(ダイレクト納付)を体験してもらい、便利さをPRした。

参加者は、「市と県も一緒に相談できて、とても良かった」「残高のある時に自分のタイミングで納付したかったので、やり方が分かってよかった」と感想を話していた。

同署は、「これから

拍手が送られた。この後、書道部員のほか小倉駅職員や小倉署職員らも参加し、トークセッションを開催。税の役割や身近な生活との関わりについて、それぞれの視点から意見を語り合った。

パフォーマンスは、同署で開催された「第3回エキナカ学園祭in 小倉駅」のオープニングイベントとして披露され、同校吹奏楽部の演奏に合わせて、書道部員が縦1・8尺、横5尺の特大用紙に豪快に筆を走らせた。写真。完成後、メッセージが読み上げられると、観客から大きな拍手が送られた。

この後、書道部員のほか小倉駅職員や小倉署職員らも参加し、トークセッションを開催。税の役割や身近な生活との関わりについて、それぞれの視点から意見を語り合った。

支部の社会貢献活動の一環として平成21年から毎年実施しており、これまで多くの年金受給者が来場している。今年度は5日間の期間中に延べ40人の税理士を派遣し、合計371人が来場した。

運営を担当した山本宏栄税務支援対策部長は「この申告会を通じて税理士制度の信頼が高まればありがたい」と述べた。

この取り組みは、同

それぞれ、パソコンで実演しながらキャッシュレス納付を分かりやすく説明。同署は、国税庁ホームページの「源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー」を利用しながら、参加者にキャッシュレス納付(ダイレクト納付)を体験してもらい、便利さをPRした。

参加者は、「市と県も一緒に相談できて、とても良かった」「残高のある時に自分のタイミングで納付したかったので、やり方が分かってよかった」と感想を話していた。

同署は、「これから

も金融機関、関係民間団体、国、県、市のつながりを大切に、街全体でキャッシュレス納付を推奨していきま」と話し、第2回も実施する予定だ。

スマホ申告も街頭で呼び掛け

旭管内納税連合会

大阪・旭税務署管内納税貯蓄組合連合会(阪本真史会長)と旭納税協会(澤山宏信会長)はこのほど、大阪三大商店街の一つである千林商店街でスマホ申告・キャッシュレス納付推進キャンペーンを実施し、スマホ申告

とキャッシュレス納付を呼び掛ける街頭広報を行った。写真。

同会の役員らとともに、岡拓也大阪国税局徴収部長、旭税務署幹部のほか総勢18人で買い物途中の市民らに広報チラシ300セットを配布した。

市民から「一度やってみるわ」との声が

年金受給者対象に無料申告会開く

税理士会広島南支部

中国税理士会広島南支部(貞本洋一支部長)

はこのほど、広島市南区役所で年金受給者を対象とした確定申告無料申告会を開催した。写真。

この取り組みは、同

この後、書道部員のほか小倉駅職員や小倉署職員らも参加し、トークセッションを開催。税の役割や身近な生活との関わりについて、それぞれの視点から意見を語り合った。

パフォーマンスは、同署で開催された「第3回エキナカ学園祭in 小倉駅」のオープニングイベントとして披露され、同校吹奏楽部の演奏に合わせて、書道部員が縦1・8尺、横5尺の特大用紙に豪快に筆を走らせた。写真。完成後、メッセージが読み上げられると、観客から大きな拍手が送られた。

この後、書道部員のほか小倉駅職員や小倉署職員らも参加し、トークセッションを開催。税の役割や身近な生活との関わりについて、それぞれの視点から意見を語り合った。

支部の社会貢献活動の一環として平成21年から毎年実施しており、これまで多くの年金受給者が来場している。今年度は5日間の期間中に延べ40人の税理士を派遣し、合計371人が来場した。

運営を担当した山本宏栄税務支援対策部長は「この申告会を通じて税理士制度の信頼が高まればありがたい」と述べた。

この取り組みは、同

クラフトビールでさき酒に挑戦

京橋優申会

東京・京橋優申会(石原能郎会長)はこのほど、都内のホテルで講演会を開催した。講師には、独立行政法人酒類総合研究所

報・産業技術支援部門の日下一尊氏氏に写真。クラフトビールの商品知識ときき酒、ビアスタイル毎の押しポイント解説」と題して、クラフトビールの歴史、クラフトブルワリー数の推移、ビールの製造工程

と芳村俊広氏が招かれた。日下氏は、「クラフトビールの商品知識ときき酒、ビアスタイル毎の押しポイント解説」と題して、クラフトビールの歴史、クラフトブルワリー数の推移、ビールの製造工程

その後、参加者らはさき酒の手順などを学び、用意された8種類のクラフトビールのきき酒に挑戦、その味や香りを楽しみながら、チェックリストにそれぞれの評価を記入して

など解説。

その後、参加者らはさき酒の手順などを学び、用意された8種類のクラフトビールのきき酒に挑戦、その味や香りを楽しみながら、チェックリストにそれぞれの評価を記入して

之氏が「税務行政の現状と課題」と題し、税務行政のデジタル化の推進のほか、不正に対する対応や国税職員への確保・育成まで幅広く解説した。

引き続き第二部では、東京局の各担当官から7年度税制改正、電子帳簿保存制度の留意点、国際課税に関する実務上の留意点に関して、それぞれ解説が行われた。

大規模法人に対する最新の税務行政の動向を共有する有意義な機会となった。

ファイルなどを地元中学等へ寄贈

宮崎間税会

宮崎間税会(山口清一会長)はこのほど、相続教育などで消費税に関する知識を高めてもらおうと「世界の消費税」図柄入りのクリアファイルと挿入用パンフレット各900枚を地元の中学校や高校に寄贈した。写真。

宮崎市立大淀中学校(永井敬雄校長)で行われた贈呈式には、山口会長と日高晃副会長が出席。山口会長が「有効に使ってください」と述べ、永井校長にファイルを手渡した。

ファイルには消費税を導入している国名と主要国の税率が書かれ、国の財政状況や消費税の仕組みなどを解説したパンフレットが挟み込まれている。

このうち、相続教育の委嘱校になっている宮崎市立大淀中学校(永井敬雄校長)で行われた贈呈式には、山口会長と日高晃副会長が出席。山口会長が「有効に使ってください」と述べ、永井校長にファイルを手渡した。

ファイルには消費税を導入している国名と主要国の税率が書かれ、国の財政状況や消費税の仕組みなどを解説したパンフレットが挟み込まれている。

このうち、相続教育の委嘱校になっている宮崎市立大淀中学校(永井敬雄校長)で行われた贈呈式には、山口会長と日高晃副会長が出席。山口会長が「有効に使ってください」と述べ、永井校長にファイルを手渡した。

ファイルには消費税を導入している国名と主要国の税率が書かれ、国の財政状況や消費税の仕組みなどを解説したパンフレットが挟み込まれている。

このうち、相続教育の委嘱校になっている宮崎市立大淀中学校(永井敬雄校長)で行われた贈呈式には、山口会長と日高晃副会長が出席。山口会長が「有効に使ってください」と述べ、永井校長にファイルを手渡した。

ファイルには消費税を導入している国名と主要国の税率が書かれ、国の財政状況や消費税の仕組みなどを解説したパンフレットが挟み込まれている。

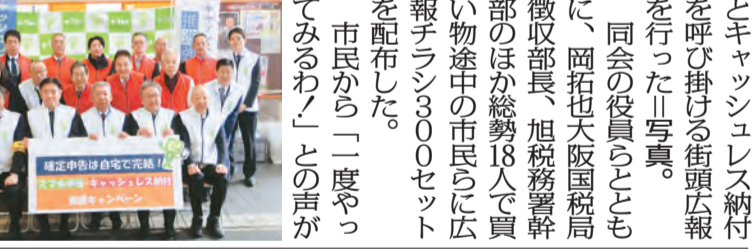
このうち、相続教育の委嘱校になっている宮崎市立大淀中学校(永井敬雄校長)で行われた贈呈式には、山口会長と日高晃副会長が出席。山口会長が「有効に使ってください」と述べ、永井校長にファイルを手渡した。

ファイルには消費税を導入している国名と主要国の税率が書かれ、国の財政状況や消費税の仕組みなどを解説したパンフレットが挟み込まれている。

このうち、相続教育の委嘱校になっている宮崎市立大淀中学校(永井敬雄校長)で行われた贈呈式には、山口会長と日高晃副会長が出席。山口会長が「有効に使ってください」と述べ、永井校長にファイルを手渡した。

ファイルには消費税を導入している国名と主要国の税率が書かれ、国の財政状況や消費税の仕組みなどを解説したパンフレットが挟み込まれている。

このうち、相続教育の委嘱校になっている宮崎市立大淀中学校(永井敬雄校長)で行われた贈呈式には、山口会長と日高晃副会長が出席。山口会長が「有効に使ってください」と述べ、永井校長にファイルを手渡した。



京都サンガの太田選手がPR

納税協会京都ブロック

納税協会京都ブロック青年部会連絡協議会(竹中義博会長)は、上京、左京、中京、東山、下京、右京、伏見、宇治、京都市駅前広場で「スマホ申告・キャッシュレス納付推進」および「特殊詐欺撲滅」キャンペーンを開催し、各納税協会会長および税務署長のほか、多くの関係者が出席した。



キャンペーンは多くの人が行き交う中、京都市警察音楽隊のオーケストラからスタートした後、各宣言式が執り行われ、武野正好下京税務署長および西岡寛下京警察署長へ宣言文が渡された。

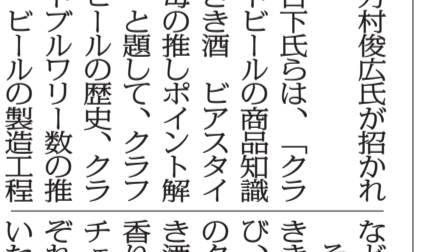
また、確定申告期のパブリシティとして、京都サンガF.C.が



クラフトビールでさき酒に挑戦

京橋優申会

東京・京橋優申会(石原能郎会長)はこのほど、都内のホテルで講演会を開催した。講師には、独立行政法人酒類総合研究所



クラフトビールでさき酒に挑戦

京橋優申会

東京・京橋優申会(石原能郎会長)はこのほど、都内のホテルで講演会を開催した。講師には、独立行政法人酒類総合研究所

